

日本における水際対策（6月1日以降の待機措置及び入国時検査の免除）

現在、アルメニアに過去14日以内に滞在歴がある方が日本に帰国・入国する場合、入国後検疫所の確保する宿泊施設等で待機が求められていますが、6月1日（水）午前0時以降、ワクチン接種の有無に関わらず、アルメニアに滞在歴がある方に対する入国後待機が免除されます。また、到着空港での入国時検査も免除されます。ただし、アルメニア出国前72時間以内に受検した陰性証明書の提示は引き続き求められます。

【日本政府が有効と認めるワクチンを3回接種していない方】

●現在は、検疫所の確保する宿泊施設で日本入国後3日間の待機を求められていますが、6月1日（水）午前0時以降に日本に入国する方から、日本入国後の待機は免除されます。また、到着空港での入国時検査も免除されます。

【日本政府が有効と認めるワクチンを3回接種済の方】

●現在は、日本入国後7日間の自宅待機（入国後3日目以降の自主検査で陰性の結果を届け出た場合に、その後の自宅待機の継続を解除。）を求められていますが、6月1日（水）午前0時以降に入国する方から待機は免除されます。また、到着空港での入国時検査も免除されます。

1. 5月26日の新たな日本政府発表により、アルメニアが水際対策新制度に基づく「青」の国に指定されたことから、6月1日午前0時（日本時間）以降、アルメニアに過去14日以内に滞在歴がある帰国者・入国者は日本政府が有効と認めるワクチン接種の有無に関わらず、入国後の自宅待機は求められないこととなります（待機措置は一切なし）。また、到着空港における入国時検査も免除されます。

○5月26日発表の新たな措置「オミクロン株に対する水際措置の強化」

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2022C048.html

○水際対策強化に係る新たな措置による待機について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

2. アルメニア出国前72時間以内に受検した陰性証明書の提示は引き続き求められます。また、到着後の円滑な入国手続のため、アルメニア出国前に「MySOS アプリ」をインストールのうえ、ファストトラックをご利用ください。

○ファストトラックについて

<https://www.hco.mhlw.go.jp/fasttrack/>

【問い合わせ先】

在アルメニア日本国大使館

所在地：23/4, Babayan Str., Yerevan, Republic of Armenia

連絡先：+374 (11) 523010

緊急連絡先（領事）：+374 (41) 434145

メールアドレス：embjp@yv.mofa.go.jp